粗職所征のために破防法適用粉砕/

〈はじめに〉

の圧化的態化のもとに表ララなブルジョア独談へのだ体訓をしこうとするものがある。それは警察权力にの今回の破防波適用に対するねりいはとこにあるのだが、ただりに適開阻止の斗しき粗まねはなめない。で、ただりに適開阻止の斗しき粗まねはなめない。で、ただりに適開阻止の斗しき粗まねはなめない。で、ただりに適開阻止の斗しき粗まねはなめない。で、ただりに適開阻止の斗しき粗まねはなめない。で、ただりに適用阻止の斗しき粗まねはなり回の破防波適用に難がとして反対するとともにあるのがである。それは複響を表すで、1月2日佐藤飲みには対している。

達だならくらのである。

された。 下版 の数階にする割ぎのである。 もなかった。かくて朝鮮戦争の崩姫と夫に、治安体 ける治安立ほの意図を継承するもの火作の何もので スト規制の、団長や等々の治安対策は、旧体制にお らざるだえなかった。GHQのもとでの、公安米令 世一はふん灯した。毎日なは四体創を解体し三時点 旧天皇前四家を解体した結果としての兵主化であり つぐりのである。一般に合言なは日本の民主代をは ったかのことく意言かられている。それは事実は 然以次はアンプランラズコ諸和荣約締結假に制定 旧田家体制の解体を機に、下からの運動のエネル らの提動に対してはらけるは不断に対抗 同時にこの下からの量動はを圧殺する体制を作 ラ類化され、レッドパージを契機に思想統 どればら日は独裁のもとでの田規やを受け した。 制

である。
である。
である。
である。
であるでは、このは、世紀制法、整弦法等や、公田以下体制として解放するがの後では、困盟液も破飲法の制定、条約以降の政府の投策は、困盟液も破飲法の制定、特別として解放するがの限目であった。従って、サ連率にどっては、この公田のの治安体制をいかに新き等率にどっては、この公田のの治安体制をいかに新き等率にどっては、この公田のの治安体制をいかに新りである。

った。一般の意味があし、これに自会をあり切ったのである。これは、自然を確断が要求されたというよりは、むしろなりほの要求での問題は、当時の現実におけてその対理の要求での研究は、当時の現実におけてその

表でで感じ、それを手放しすのとするものである。 こので形形の特徴は、想義に存在しないA等の素

> 州る二とにはる。 想統制であり、排外主義を強制する和差が形成で想統制であり、排外主義を強制する和差が形成での上のことにほってしまつ。そうはればもはや思葉行されるや、それは困体の一切の若動を制限。実行されるや、それは困体の一切の若動を制限。は「暴力行為」の禁止であるが、ひと戸び解散が破防防に定められている団体の解散は、直接的に

用でせまられることのないまま今日にいたっていたを当高は適用を意図しな水らも現実によって商罪物状を得ている。一次団体に対する適用ははい、破飲法制定以降の同志の連用については、個人、破飲法制定以降の同志の連用については、個人

ある。 家件別できずきあげることによって、年四主火は あり、かつるロレタリア れは意義しょうとしまり に、マは宣伝によって形成されるのではなり。そ ぞえないのはいかなる理由によるのか を之ないのまり、これ 単様の 色安性制 することによって、そうした統合的印象強权 れは帝回主义に反対し、ない とらえると見るのはあまりにも友祖的である。そ 合約回災時制を形成 帝の里 垂力 強化、 ゆる思想、建動を舞のうちにつみとる体制を確立 群外主義、ナショナリズムの指頭は自然発生の ではこのような戦機の后を あれこれの帝ロ主义 海外侵略の建河にあ しょうどするものである と同島級の斗争の治果こ ・のスロー トの野犬の過程なので しは貸同しないあら 北たそうさでは サンが大衆を わせて、 ・とれは日 新加

自いのスローがこを民衆に該制するのである。 鉛的意義はここにあるのである。 、冲縄返爆を米帝に要求することによって、侵略一の警察力をはこる日丕帝田主義は、小笠栗亙毘 することによって非外主义の **田家

坪別の

那成

で前程

どがるし、

また

復始

を強

活** 的帝国主义の歩みをふみ世した。 帝田主义の名斗侵略は、排外主义による統合的 破防法を研究し、 してゆく。すでに極東一の これとの斗しをとり 根拠を形成し われわれは 残所店適用の間 軍事力と世界 くま 二岁四

妻とは5かつて自己党権裁である。 の年間直府は、破防底制定と同時に設置されたスペイ機関であり、破防底制定と同時に設置された。 の年間であり、破防底制定と同時に設置された。 入破防底ははかにして適用されるか>

(1)

手続きは次の通り

- 官報で公示、ワ日後に適知があったとする。 どの理由を提出し、団体に弁明を取める。
- 通知よりワ日後当該国体の弁明
- (3) (2) 色分請求理由、団体の弁明を翻書に作成 官報で公示、ワ日後通知ありとする。 長官が公安審舊委員会に提出する。
- 公安審査等に対する国际の弁明。通知より件
- (47) 公容審直委の審議 決定

(朝旬にして最短を週旬)

(4) 取り消しの許之 高田以内に利次を出づすう 裁判がは努力する。

資料 對前 0) 治安体 制 O) 拼真

強制し、よってもって国家統制をなしえた菩薩なの 圧、この体別が、いわゆる天星前の価置観を川岳七 るであろうと思像される治安紊乱に対する予防的鎮 鎮圧する手段をつねに保持しょうとする体制にある の秦武を想像し、その後想的な心安紊乱を予防的に することは無歌ではあるまし、 を保証しえたのだろうか。このことを戦がから検討 である。ではいかなる危安政策が、二のようは体制 治安素乱の結果に対してでははく、折率かこりろ

弦、出版法、新聞法、冶字維持成がある。 いわゆる戦前の治安立法の主なものは、治安警察

届け出の義務が定められ、集会については警奏の判 教者籍社は芽生されていた。 断により、鬱社にでいては内務大戸が、これを禁止 することができる。さらに等会には警官が臨席し、 は安善宗法には政治結社の届け出の義務、集会の

りば内務大臣はされを奏葉にし、差し押えることが できると足いられている。 出版法には、文響の届け出制以定められ、必要あ

新聞新皮の場合も、出版はと同様である。

事前にキャッナし、出版、新庫を穀削し、それでも これらの広体系によって、政所は、集会、特社を て治安章乱を予防したのである。

に対するかんしの態関と、強力な行政教行力である。 て再製の抵抗 される。治安立底を専用するのは、非合陰治動 戦前のド衆田家のほ別で支えたものは良め **悠保は、その運用によってはいめて見** が、 行政執行力によって粉砕され

> 民家の生だのあらゆる分野にわたって強制的疑制 力として貧酸されたのである。 たとき、政府权力の意志は、単に泊安のみならず

に特高にはド糶のなかでも、特权的な拠位が与え 的安立落が剝定される時期と発着している。さら もうけられ、社会主义運動をとりしまることを専 して、 られた。 りとした。そしてこの時期は、冶安ド衆法等々の 政治と衆としての特高以戦前のスパイ機関であ 明治末期の「社会主义」運動の展開に対抗 中央集权的な政治と衆として特別高等軍が

きの痛吹さ、これこぞ金鉋のみの知る秘密の清き 等に於て、餘殊更奇嬌治嚴な言意と弄し羽間的 ハ モ精鉄な試器であり、 伝家の宝力である。 海莨会 新幹が許されなかった。内務省の一島自は言って ろの行政处分であった。しかもこの検束には行政 にある。便味とはド桑上の障害を意思するおされ 実態的整礎は、行政執行者は口もとずく行政形式 及りについては多くのエセンー 教行力についてふれねばならない、ド衆官の機器 剤であるし つ当りするき世界に対し中止、検束を喰わしたと いる。「行政就行法は、社会川取締上上計ける最 权力的作用であり、 のある者に対し、一時その身体の自由を申請する 最後に、未端のと秦官がもっていた巨大な行政 犯罪とは直接関係しないとこ 世があるが、 ニ の

をあげ、と自の強板を保むしたことは論をまたな 产口調査、尾行、はりこみ、子審部国等々が効果 この検束の权限により、ド奏官による、立と

た彼らの思想は、戦がのそれと根本においては密 同じすで準備されているのである。 ヒ衆、ド配石及悪というように、製がの担当看の らない。すでに今日、破穴は、公安調重庁、藝衛 を与えられた末端の权力核ねである人衆官の強制 のパーヨのあと、またもやねカ中報と勝る下して これを打破ることなした敗戦を迎えるのである。 いる。氏釈のカビよって打化されることのなかっ によって貧様され、日本の人ははこりと拒抗し、 当時の内形官機、祈高官僚は、敗戦後の一騎期 かくて水行の意をはいは律によってうしろだて

戦後における 冶安体

政治ド案の再生と強化 講和まで

ず、民衆に自由を与之ることではなかつた。でもものは日本の政治体制の解体と再編にしかすぎ以上。このような筆覧は、結果として民衆に自由と別は解体せられ、治安維持法等の特別刑法は廃止さいた。俗に云うところの「占領軍の民主化政策」とした。俗に云うところの「占領軍の民主化政策」とした。俗に云うところの「占領軍の民主化政策」と

た新たな政治体制をゆるかせるほどに成長した。二 に力をました。やなてその力は、アメリカが組織し の权力投和が破壊される日かで、 復俗していくのである。 の時点でいわゆる並ユースかはいまるのである。そ **长、上病 唇及悪、 犇々の 反動立 茂がしつよう にくり** 府の銀目であった。 飛が広、た桑居及鹿、又上便動 のもとでの位安体剤をりかにひきつぐかが、日本政 スト規制はどそ行い、追安政策の前面に立った。そ れはさらに 中口華命の 成功と朝蘇戦争の 用始と いう かえされた。 して解体された旧体制は、とく上ド秦を中心に再編 独占資本がその力をほしいままにしていたところ 際的かんきょつの中で、一尽拍車がかけられた。 サ条約までの向は、 GHQ以公安荣令、团提令、 サ条約締結前後は、 民家の運動は急酸 410

たかり、後れは田帝の海外侵略への野空がもうとしており、それは田帝の海外侵略と治安固題が発行して地方ではあり、世帝内衛につながる諸課題であり、治安固題は他と海外侵艦につながる諸課題であり、治安固題は他と海外侵艦につながる諸課題であり、治安固題は他と海外侵艦につながる諸課題であり、治安固題は他と海外侵艦につながる諸課題であり、治安固題は他と海外侵艦にして地方ではから、軍事力強によっとしており、それは田帝の海外侵略と治安固定は他と海外侵艦につながの軍令によって切り開かれた高面は仙年代の変をはある。

日本回政府は、日本田田民の商に於ける民主々文的一次》が公宣言が十項は次の様に要求している。「

古確立せられるペレレ言論、衆教及思想の自由並びに基本的人及の尊重傾向の象名強化に対する一切の摩礙を除えすべし

一切の歌密长寒の寒止、(H)、持高长栗や宣全夏の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。へ20年10月4日/政治的市民の要求がひされた。

は、思想犯保了観察医等外奏止され、さら1日日 時取締広等が廃止された。 發文書臨時取締成、言論、出版、 學及 鏡 卷社等 弱 安佐、軍事機器保丁芸、軍用賣頭秘密保丁法、不 一この覚え書にしたがい、 点を指向してえに対処するものとして誕生をみた 长祭は「大祭的集団的不太放歌行為又は多家で答 安长衆族行が形成されてゆく。 安穣村の解体が進みゆくなかで、同時に新たな治 旧安ド衆依の廃止にひきつかれた。こうした旧治 2日符高関係と察官四九五八名の罷免、 **夢として敏行せられる不迭越軟事態そのものに**重 日月月日には早くも公安と桑か誕生した。公安 の月の日には、国政保 10月15日には治安維持 1月2日

のである。

れるのである。

職が二千名で発発したのである。切り納かりたことである。同年5月、ド東石寺協切りが、この年の将記すべき事は機動隊の発端が

2年の长昇芸により长案後目は「民主化しされ

容人祭」の態勢整備の一元の定丁というごとかけげ になるのである。 時を同いくして行なわれたのである。人也公安に釈 化の軽結、コ民主」ド樂の発足、他大ではコド備公 は火衆法 は人口強動と情報活動をするに自己のものとしてお 行政執行店はまだ生きていた。これに対する措置と たわけであ 义上の過程をまとめるならば、一方でド奏の民主 てど衆氏主代はその終止所を打つことになった。 機動成の竊水も本格的にはっていた。二州之降 の攻夷とド転後の攻悪とが意図されること が初定された(お年ア月)が、これによ るが火祭官の 友限の面では

GHQ

ら治安体制の運用は強化され、田規令は、失産党に 対する規制であつた。朝鲜戦争の用始と共に、二れ 二〇一号等によるスト規制、団規令による政治治動に 治安体制は、 適用された。 **運動に鋭く敵対したのであった。当時の** 制をゆるがせはじめるや、日日見はこの下からの へと立にせる結果を生んだ。 Haによる旧日帝の政治体制の解体は民衆を斗び、HrQ体制の法制化 公安条令による集会、デモ規制、政令 民衆の斗いが新たな GHQ下 0

してゆくか 力が解消されれば、きわめて弱い体削しか残されて いないことは明らかであり、 治安体制をいかにして日本の 講刊条約をひか之た日本政府にとつて、GHQ权 が政府の課題となったのである。 かくてGHQのもとで 新体制の下に法制化

その基本的方向は次の様であった。 ド 繰収力の強化、 中史集权化

枚約体制をとどの之ていた。 **ド檗の政治ド楽的機能をいちじるしく低下させた。** 体制をしき、외军长寮凌夜悪までにすでに中央撃 2年 ド 奏法による 回 ドと自 岩体 ド 奏との 分離 は の移官を抜進すると女に、とくに公安ド桑は全 は自名体ド祭に対しては財政的にしめあげ、口

会をどらえて、ど言の転務、权限を強化しょうとして 政教行法の夢が忘れられず、治安当局はあらゆる優 一方と取法改運悪の意風は発布したが、戦前の行

破防法による政治団体への難圧

求する。 **単** 型力の増強とその行使は、 統合的回家体制への礎石を打ちたてようとした。 政府 がどれである。この芸が現実の階級手争 、岩安官僚はこの公理につき動かされ **後合約回家体制を要**

> (3) も適用されていないことによって明らかである。 思想上の白龜であったかは、その用体規制が一度 の要求ではひしに、当時の担当者の理念上、 及び労の運動に対する弾圧、 デモ規制法・ スト規制法・政府 法等大聚運動 政衍

(4) 祭の物量によって、刀でもって規制してい これは老的規則もさることながら、 動評による教育の口家女配 圧化 る。 的な K

という段布の政治的判断のみである。 田を軸とした変合的国家体制の完成をなしえるか 装置の強化と海外侵略との関連で その後に残されたものは、ド秦、軍隊とい 的安体剤の基本を確立してしまっていたといえる かくての年安保斗争までに、政府は法制 つ破所法菌 う暴力 E

破防法適用に対しい 基本的諸問題

オノに敵を知ることである。

う政府、伯安当局の改興を受けるながで、その改 の実践がどのようなものかを知ることである。 このような墓本的認該のもとに、その現実の政治 れらのことを牧々は知っている。 なく田内珀安体制の確立が進むであろうこと。こ なっていること、そして厂史の公理に向うまでも 保にむけ われわれは、これまで、破防法適用の検討とい 校武装、海外侵略の問題が沖縄をテコに加軍安 6年代後半の暦級斗争の主要な内容に いま必要なのは けざ

ある。笞干の整理を行なつてみよう。 **圉の意味を、実態的に明らかにしてきたつも**

(1)、破所活題用は何を意味するか。

想統制であり、統合的国家体別への移行を意味す 否の判断により実行されることになる。 個々の政治的行動を基準にするよりも、 のものに対する否定であり、そのような行為 **曖昧法による団体の解散は、団体の政治名** それは思 思想 の背 11

四、今回の適用検討の背景、

適用は複計されるのである。そのようは時代に入 ったことを確認する必要かある。 る四家の統一の必要性が現実に向われる時点で でに可能であり、奋斗侵略といった雄外主义に この統合的四家体制への移行は、 汯 10 ð 1

破防波斗争の性格

られ 今回の破附は適用への政府の動きは て強制されたのではなく、 全裕をもつ に予防 重いつか

っとっていることを示すものである。これらのこと 世が予防的だとは言之、適用の検討を いずれ直用不可蘇という判断にの

から次の帰籍をえることができる。 ろう。そかりは、桑件によっては、全人氏的斗争架 はんらゆうに入るゆえ、自然発生的な島場を得るだ 破所、広邇用及対斗争は、その課題が氏主々文の

窓にさしかかろうとしているときに華痛されている 題になりうる。 政治斗争を展開しつるかによって、一般所伝斗争の島 ことから、軍事力強化、海外侵略に対していかなる ではく、階級対階級の刑害対立がぬきさしならぬ時 が長定さいることになろう。 だが彼所法題用水軍事力強化 - 海外運路と無疑

だこの肉塵を自らのものとして受けどっておらず ってさらに一个脱進される。というのは 3、このことは適用がいまだ予以的であることによ 場合、民主々义論争しか提起できないのである。 世 からである。それゆえ、この時点で斗りを組むする 一部極左ド対する対えとしてしかみていないだろう あけてゆくことが可能になる。 々义的斗争の折死な

芭養を

理解する

更に

にへといき 飛戻主々×としてしか理解しこな!! 虻点から、 妖主実刀 斗字を斗りぬくならは、大衆は破所 冷肉題を一 化・海外復昭のあらゆるあらわれただり 政超斗争の目標をはっきりと設定し、軍事力強 、大髪はま して不断に

ければならない。 強化-海外侵略に対する斗争をよびかけ、 怒しえなりならば、それは暴力否定、実力斗争舌定 がガとカの対法にならざるをえばいことを談得しな の競励に舉約されるであろう。われわれは、軍器力 、その手争

敬防は斗争を単に民主々火の内觀としてしか提

われわれの任務。

彼所、店面甲友村斗争の独転化をにだらに始める

めてはならない。この二つは二者捉一的なものとし 定する場合があることを理由に、その観点でひっこ ある。 現に立つと同時に差力斗争のを現に立つ必要がある て考えてはならない。われわれは民主々火斗争の先 (2) 兵主々》の観点から、あらゆる大衆組鉱、放党家 原空田哥港阻止斗争にとりく立こと。 われわれは民主々义的観点が、実力斗争を否 何人等をかぐめた斗争組織を形成する必要が

主体も弾圧体制もとも仁強とこれでゆくであろう。 実力斗争と弾圧、これのくり返しのなかで、斗争

である。 禅座に対抗して政治斗争を関めき通すことの重要

(3) 逆の問題

ろならば、駐業的革命家をとのように

形成し れている諸阿題は、今日のわれわ かに配置するかという向題である。 台
法
、
非
合
法
・ 逆のボルミエヴィ の恵状からす CI D

恵すること等々があげられる。やがこれらは での会議をつつしむこと。当局のてパイ治動に注 官の転移執行力の強化をあげることができる。你 この間の权力の攻惠は、重情報治動の強化、K響 って、不必要なメモ籍々は気分すること、時茶店 制を完成させることである。 としての所他は、 人の政紀対策として、最低限のものであり、 当面の权力からの所但対策は次のようである。 私幸華命家を軸に下た民主要的 雜数 12